

長崎市告示第412号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項及び長崎市会計規則（昭和39年長崎市規則第21号）第29条の3の規定により告示する。

令和8年5月29日

長崎市長 鈴木史朗

1 指定納付受託者の住所及び名称

東京都品川区西五反田7丁目7番7号 SGスクエア7F

ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社

2 指定納付受託者に納付させることができる歳入の種類

長崎市手数料条例（平成12年長崎市条例第6号）に規定する手数料のうち次に掲げるもの

（1）税その他の公課に関する証明手数料

（2）営業又は職業に関する証明手数料

（3）戸籍、本籍、住所又は居住に関する証明手数料

（4）身元又は身分に関する証明手数料

（5）印鑑登録証の交付手数料

（6）印鑑に関する証明手数料

（7）住民基本台帳の閲覧手数料

（8）住民票の写しの交付手数料

（9）除票の写しの交付手数料

（10）住民票又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付
手数料

- (11) 他市町村の住民票の写しの交付手数料
- (12) 戸籍の附票の写しの交付手数料
- (13) 戸籍の附票の除票の写しの交付手数料
- (14) 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付手数料
- (15) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料
- (16) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（電子情報処理組織を使用する方法により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行に係るものを除く。）
- (17) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付手数料
- (18) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料
- (19) 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行に係るものを除く。）

(20) 届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料

(21) 届書その他市長の受理した書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料

3 指定納付受託者に指定した日

令和8年5月18日

4 指定期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで